

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会

中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会

自動車リサイクル専門委員会

使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ

第二回合同会議説明資料

平成22年9月1日

社団法人日本自動車販売協会連合会

自販連とは

- ◆ 団体名 社団法人 日本自動車販売協会連合会
- ◆ 代表者 会長 天野 洋一
- ◆ 設立 昭和34年6月8日(昭和36年4月1日社団法人に改組)

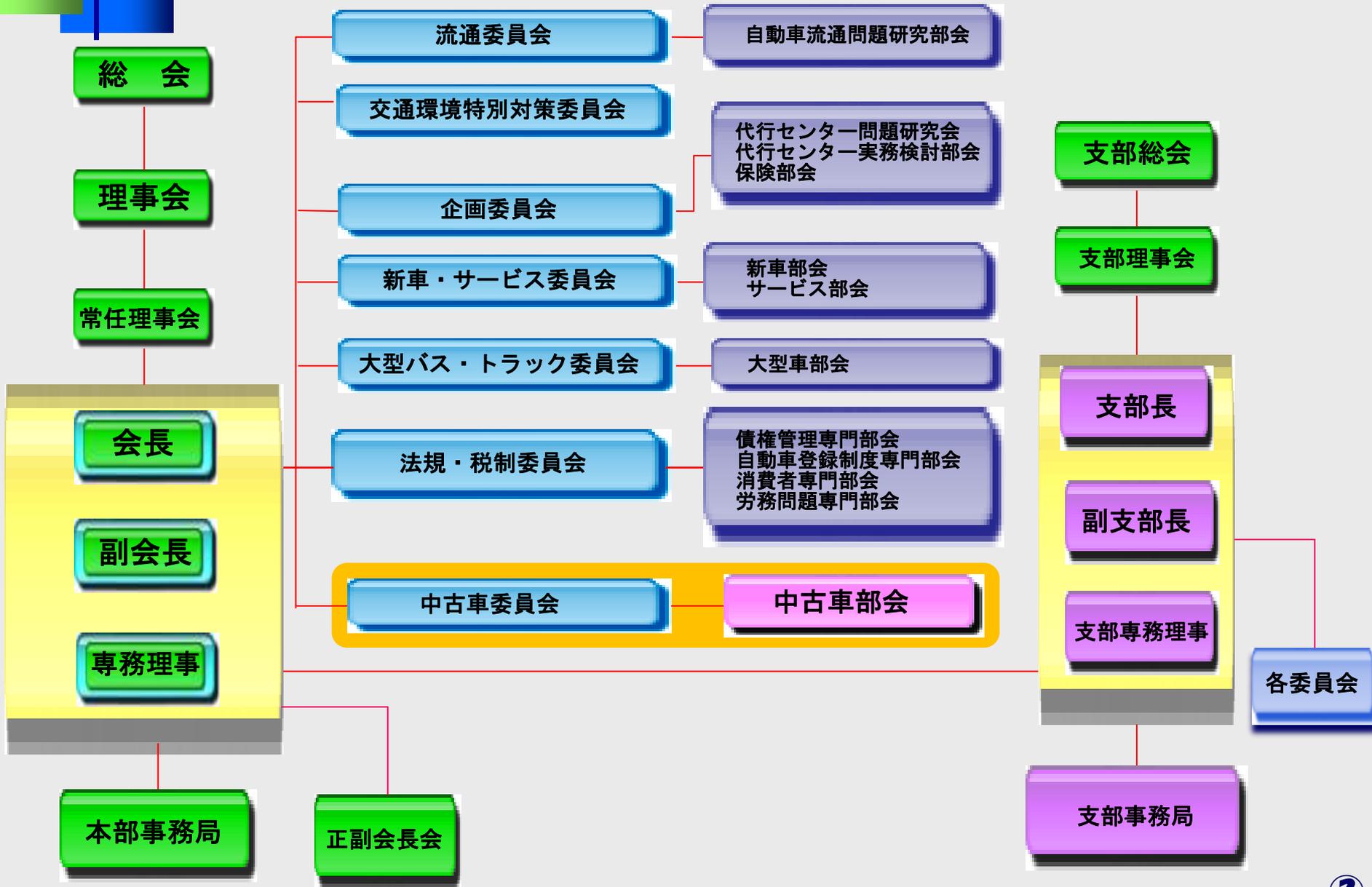
- ◆ 会員数
 - 通常会員 デイラー1,561社 系列・県販売(店)協会63団体
 - 賛助会員 2団体

(平成22年4月現在)
- ◆ 支部
 - 53支部(全国各都府県に1支部 北海道7支部)

- ◆ 目的
この会は、自動車の健全な普及と流通の改善を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする

自販連の組織について

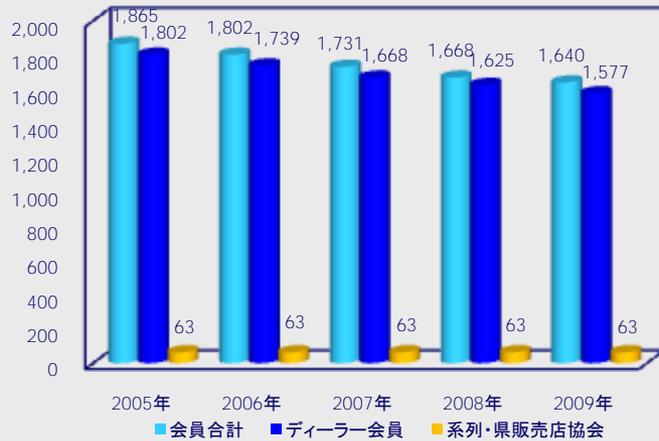
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



会員数、事業所、従業員、新車販売台数、総売上高の推移

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

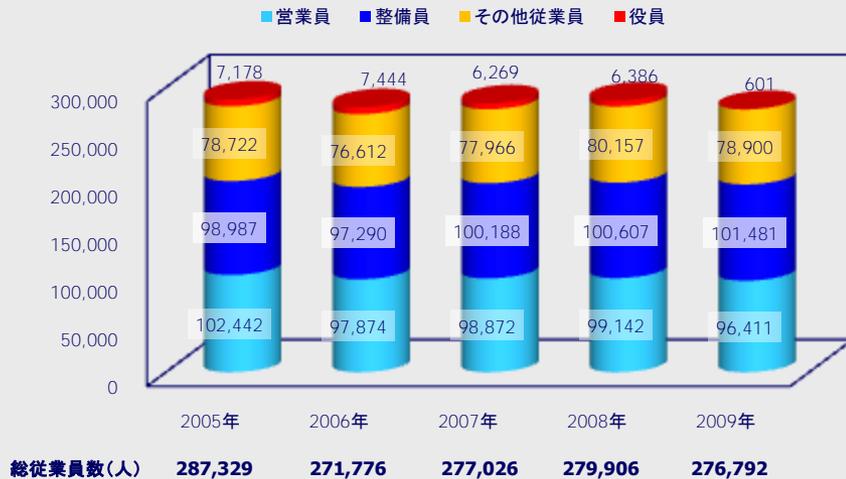
会員数



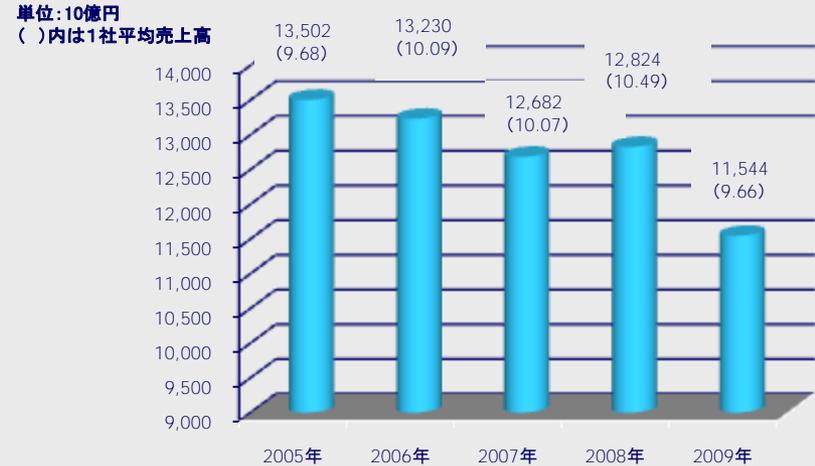
事業所数



総従業員数



総売上高



◆ 企業倫理意識とコンプライアンスの徹底

◆ ディーラーの経営体質改善の推進

◆ ディーラー支援策への対応

◆ 環境問題への積極的取り組み

◆ 交通安全対策等への積極的取り組み

◆ 消費者行政をめぐる動きへの適切な対応と消費者相談に係る体制整備

◆ OSSの利用促進に向けた積極的取り組み

◆ 本部・支部活動の積極的展開

- ◆ 正常な自動車販売流通秩序の維持
- ◆ 自動車登録業務代行センターの運営
- ◆ 自動車相談センターの活動
- ◆ 交通安全対策
- ◆ 地域社会への貢献
- ◆ 委員会・部会活動

1. 自動車の所有者から引取、買取を求められた車の扱いについて

(1) 引取・買取を求められた車(下取車、買取車、解体依頼車)の業務フロー

- ・東京トヨペット(株)の事例をご紹介

(2) 下取車・買取車の価格設定方法について (誰が行うのか、査定項目、基準、その他留意点)

- ① 当該車両を店舗の営業スタッフが査定
 - ・会員各社では、財団法人日本自動車査定協会(以下JAAI)が定めた査定項目・基準に基づき「査定」し、独自に採用した「基本価格表」に基づき、査定結果をJAAI基準の査定書に記入するのが一般的
- ② 店舗の価格設定責任者(一般的には店長)が価格を設定
 - ・商談の状況に応じ、中古車部門長と調整
- ③ 正確な価格設定が出来るよう、車検証記載情報の確認はもとより、グレード・外板色・装備品・加修歴等について細部に亘り、漏れのない正確な現車確認を行い、査定書への正確な記入をすることが重要

(3) 下取車・買取車の販売について
 (自社販売、中古車専門業者への販売、オークションへの出品、廃車の割合は)

H19年～H21年度の自販連中古車部会会社10社の調査結果

(単位;%)

	小売	卸売	解体廃車(使用済)				合計
			内AA	使用済自動車 として引取	自社で使用済 自動車へ	計	
H19年度	26.9	63.2	34.4	7.8	2.1	9.9	100.0
H20年度	26.9	63.1	36.8	7.1	2.9	10.0	100.0
H21年度	29.4	49.6	21.9	19.3	1.7	21.0	100.0

(4) 下取・買取価格が0円となった車の取扱について
(下取・買取価格0円＝市場価値がない車＝使用済自動車か。違うならばその理由)

- ・査定基準価格が0円となった場合は、お客様の意思を確認の上、使用済自動車として引き取る
- ・但し、査定基準価格(例えばJAAI基準)が0円となっても、中古車市場で「希少価値」等により、販売可能な場合は、商品として下取・買取する場合もある

(5) 客から中古車で下取・買取した車を廃車に変更した事例と理由。またその割合。

- ・査定ミス、商品化選別ミス等により、小売・卸売に結び付かないケースや、展示中の事故等で使用済車となってしまった場合
- ・統計データは無いが、(3)項の表で「自社で使用済自動車へ」の中に一部含まれる

2. 前回WGにおける事務局作成資料(資料3, 4)に対する意見

(1) 引取業者が自動車の所有者から引取を求められた際の 関連情報提供のあり方について

- ・現在、会員各社では、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の処理の流れ・税金還付・自動車保険の解約等の情報を漏れなく説明・ご理解戴いた上で、お客様の意思を確認し、「使用済自動車引取依頼書(次頁に添付)」に必要事項をご記入戴くという業務フローとなっている
- ・使用済自動車か否かは、会員各社が中古車市場で流通するか否かを相場情報等の基準に基づいて想定した上で、お客様に「査定価格」という形で情報提供している

使用済自動車引取依頼書

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

管理NO.



使用済自動車引取依頼書

連絡先	営業所	
	担当者	

お問い合わせ等は、上記担当者までお願いします。

御中

下記の〈車両〉を、下記の〈条件〉にて使用済自動車として引取依頼いたします。

〈車両〉

車台番号	
登録番号	
リサイクル券番号	
車名	
通称名	
初度登録年月日	
車検満了日	
年式	
型式	
引取時走行距離	
使用者	
所有者	
残債先(完済予定)	
残債決済方法	

〈使用済自動車引取依頼者(最終所有者名)〉

氏名又は名称 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____

〈現車装備状況と預かり預託金額〉

	装備状況	預託状況	預かり預託金額
シュレッダーダスト料金	—	済・未	
エアバッグ類料金	有・無	済・未	
フロン類料金	有・無	済・未	
(有りの場合)種別	CFC・HFC	—	—
情報管理料金	—	済・未	
		合計	

〈条件〉

依頼者支払額	使用済自動車残債	
	抹消登録手続代行費用(消費税込み)	①
	抹消登録預かり法定費用	
	リサイクル法 関連費用	預かり預託金額合計
	資金管理料金(消費税込み)	②
	使用済自動車処理費用(消費税込み)	③
	合計	④
販売店支払額	使用済自動車引取価格	
	(課税事業者の場合)消費税・地方消費税	
	自賠責保険未経過相当額	
	(受領権限を委任する場合)自動車重量税未経過相当額	
	合計	⑤
	お客様支払額	(④-⑤)

消費税・地方消費税合計 (①+②+③) × 5/105

(注1) 手続代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。

(注2) 販売店は本引取依頼書記載の個人情報を、使用済自動車の引取りに関する事項以外には使用しません。

(2) 使用済自動車と判断される車両の判断基準について

- ・会員各社では独自の「判断基準」を設定しており、基本的な項目としては、「年式」「走行距離」「査定基準点」「自走の可否」等があげられる。
但し、各社とも「一律の基準」としているケースは少なく、1台1台について、中古車市場での相場価格等を参考にしながら最終判断している
- ・自動車リサイクル法の円滑な運用という観点から、ガイドラインの設置は一つの方策であると考えるが、あくまでも一つの基準で、使用済みか否かは最終的には市場が決めるものである
- ・従って、ガイドラインとして設定される判断基準は「明らかに使用済」と、誰もが認める項目に絞るべきである
- ・また、ガイドラインは拘束性があつたり、画一的な運用であるべきではないと考える